

平成24年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	在外選挙(在外選挙人登録推進)			担当部局庁	領事局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成16年度～平成24年度			担当課室	政策課		課長 鈴木 光太郎		
会計区分	一般会計			施策名	VI-1 領事業務の充実				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	公職選挙法第30条の5 外務省組織令第13条4項			関係する計画、 通知等					
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	海外で在留邦人が国政選挙に参加するには、任意申請に基づく在外選挙人名簿への登録を行う必要がある(国内では住民基本台帳に基づく職権登録)ことから、本件事業を通じて在外選挙人名簿への登録を推進し、もって海外在留邦人の投票権行使の機会を最大限確保する。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	1 在留邦人に向け、制度と手続きに関する広報を実施する。 2 在外公館において登録に向けた諸手続を正確・迅速に実施する。 3 登録受付出張サービスにより、在外公館から遠隔地に居住する邦人の申請を容易にし、併せ各種領事サービスを行うとともに、登録の促進を図る。								
実施方法	■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	213	199	177	130			
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
	計		213	199	177	130			
	執行額		197	190	172				
執行率(%)		92.11%	95.31%	97.02%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	在外選挙人名簿登録者数/登録目標数			成果実績	人	116,521	120,155	117,308	145,000
				達成度	%	80.36%	82.87%	80.90%	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	在外公館における登録受付出張サービス			活動実績 (当初見込み)	回数	450 (314)	409 (314)	410 (253)	— (209)
単位当たり コスト	① 14,840(円/登録1件) ② 6,019(円/選挙関係総取扱1件) ③ 4,005(円/在外選挙関係取扱件数に出張サービスで受け付けたその他領事業務件数を加えた業務1件)			算出根拠	①平成23年度執行額171.8百万円÷年間登録者数11,577 ②平成23年度執行額171.8百万円÷年間選挙関係取扱件数28,545 ③平成23年度執行額171.8百万円÷年間取扱領事業務件数42,895				
平成24・25年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	謝金	39							
	旅費	33							
	庁費	58							
計	130								

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	海外に居住する国民に対して国政参加の機会を提供するための事業であり、国が実施すべき事業であると考え
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	コスト、特に受益者との負担関係について、行政(国)がどこまで負担すべきかとの問題はあるが、国内では市区町村役場が身近にあり登録における実質的負担がないのに対し、地理的にスケールの異なる海外においては、在外公館までの出頭が極めて大きな負担になっている地域があり、ある程度国が負担することは妥当と考える。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	平成23年度においては、当初見込みを上回る活動実績を達成したが、成果は、新規登録者数(11,577人)を登録抹消者数(14,424人)が上回ったため、成果実績(ネット登録者数)は減少する結果となった。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
	点検結果 本件は、国民の参政権に関する事業であるところ、海外の在留邦人の投票権行使の機会を最大限確保するため、引き続き事業を継続する必要がある。		
予算監視・効率化チームの所見			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
本件については成果重視事業案件であり、毎年度総務省により政策評価を受けており、事業内容等については、ホームページ上で公開されている。			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	638	平成23年行政事業レビュー	619

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単位:
百万円)

外 務 省
171.8 百万円

A. 在外公館 47 公館所在地現地業者等
各在外公館における在外選挙人名簿登録の事務補助員謝金
67.3 百万円

A. 代表例：在シカゴ総領事館における事務補助員 4 名分【公募】
3.5 百万円

B. 外務本省職員 2 名、在外公館職員延べ 1,009 名 (現地職員も含む)
在外公館選挙指導旅費、各在外公館における在外選挙人登録出張サービス、現地
職員同行旅費
38.1 百万円

B. 代表例：在ロサンゼルス総領事館における登録受付領事出張サービス
出張者延べ 90 名分
2.5 百万円

C. 在外公館 105 公館所在地現地業者等
各在外公館においての広報費、在外選挙人証等封筒代、出張サービスの際の事前
広報費・会場借料・資材運搬費、賃金 (本省)、広報資料作成費、在外選挙管理
バーコードシール代、在外選挙関連送料
66.4 百万円

C. 代表例：在ニューヨーク総領事館における在外選挙人登録推進のための広報
Nikkei America Inc【随意契約】
1.7 百万円

個別事業名： 在外選挙(在外選挙人登録推進)

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロックごとに最大の
金額が支出されている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	在シカゴ総領事館における在外選挙人登録推進事務補助員謝金 4 名	3.5			
計		3.5	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	在ロサンゼルス総領事館における出張者延べ90名分	2.5			
計		2.5	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
庁費	在ニューヨーク総領事館における在外選挙人登録推進広報	1.7			
計		1.7	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

個別事業名： 在外選挙(在外選挙人登録推進)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	在シカゴ総領事館	在外選挙人登録推進のための事務補助員4名分(公募)	3.5	—	—
2	在英国大使館	在外選挙人登録推進のための事務補助員5名分(公募)	3.5	—	—
3	(株)フレマー・アソシエーツ (在ニューヨーク総領事館)	在外選挙人登録推進のための事務補助員1名分	2.7	随意契約	—
4	在メルボルン総領事館	在外選挙人登録推進のための事務補助員1名分(公募)	2.6	—	—
5	ユニベルサル・サービス社 (在サンパウロ総領事館)	在外選挙人登録推進のための事務補助員1名分	2.6	1	—
6	在シドニー総領事館	在外選挙人登録推進のための事務補助員1名分(公募)	2.3	—	—
7	在ロサンゼルス総領事館	在外選挙人登録推進のための事務補助員2名(公募)	2.1	—	—
8	在バンクーバー総領事館	在外選挙人登録推進のための事務補助員2名分(公募)	2.1	—	—
9	在米国大使館	在外選挙人登録推進のための事務補助員1名分(公募)	2.0	—	—
10	在サンフランシスコ総領事館	在外選挙人登録推進のための事務補助員2名分(公募)	1.9	—	—

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	在ロサンゼルス総領事館	登録受付出張サービスのための出張者90名分	2.5	—	—
2	在シカゴ総領事館	登録受付出張サービスのための出張者30名分	2.3	—	—
3	在サンパウロ総領事館	登録受付出張サービスのための出張者21名分	1.3	—	—
4	在クリチバ総領事館	登録受付出張サービスのための出張者21名分	1.2	—	—
5	在カルガリー総領事館	登録受付出張サービスのための出張者18名分	1.0	—	—
6	在メルボルン総領事館	登録受付出張サービスのための出張者13名分	0.9	—	—
7	在ニュージーランド大使館	登録受付出張サービスのための出張者17名分	0.9	—	—
8	在デンバー総領事館	登録受付出張サービスのための出張者16名分	0.9	—	—
9	在タイ大使館	登録受付出張サービスのための出張者22名分	0.9	—	—
10	在ニューヨーク総領事館	登録受付出張サービスのための出張者21名分	0.9	—	—

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	Nikkei America Inc (在ニューヨーク総領事館)	在外選挙登録推進広報	1.7	随意契約	—
2	月刊ニュージー (在ニュージーランド大使館)	在外選挙登録推進広報	1.3	随意契約	—
3	事務補助員 (本省)	在外選挙人登録推進のための事務補助員1名分(公募)	1.2	—	—
4	OVNI (在仏大使館)	在外選挙登録推進広報	1.1	随意契約	—
5	ニュースダイジェスト (在ドイツ大使館)	在外選挙登録推進広報	1.0	随意契約	—
6	いろは (在ヒューストン総領事館)	在外選挙登録推進広報	0.9	随意契約	—
7	伝言ネット (在メルボルン総領事館)	在外選挙登録推進広報	0.9	随意契約	—
8	Team J Station (在ロサンゼルス総領事館)	在外選挙登録推進広報	0.8	随意契約	—
9	じゃかるた新聞 (在インドネシア大使館)	在外選挙登録推進広報	0.7	随意契約	—
10	日刊サン (在ホノルル総領事館)	在外選挙登録推進広報	0.7	随意契約	—

在外選挙制度の概要

解説図 1

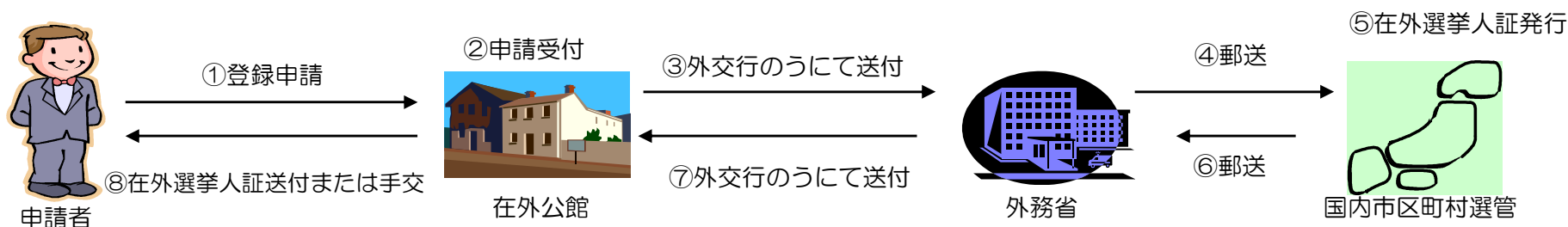
在外選挙制度の沿革

- 平成10年（1998年）公職選挙法改正により創設。比例代表選挙のみ（2年後より実施）。
- 平成18年（2006年）公職選挙法改正により以下が可能となる。
 - ①衆議院議員小選挙区選挙 ②参議院議員選挙区選挙 ③補欠選挙・再選挙 も在外投票が可能に（1年後より実施）
 - ④滞在3か月未満でも申請可（在外公館が申請書を保管し、3か月に達した時点で住所を確認）

登録要件

- 在外選挙に参加するためには、在外選挙人名簿に登録されていることが必要（任意の登録）。
- 在外選挙人名簿に登録されるためには、転出届を提出し（国内の選挙人名簿から抹消）、申請者本人（又は同居家族）が在外公館へ出向いて、または、登録受付領事出張サービスを利用して登録申請を行い、管轄区域内に3か月以上住所を有する必要がある。
- 在外公館の確認事項：①申請時の本人確認 ②「3か月住所要件」の確認

在外選挙人名簿に登録されるまでの手続



- 在外投票は、(1)在外公館投票 (2)郵便等投票 (3)日本国内における投票 のいずれかによる。

選挙人名簿への登録(国内外の相違点)

《国内:職権登録》

転入届, 転出届
(市町村窓口)

行政サービスを受ける
ための必須手続

住民基本台帳へ記録
(市町村)

3か月以上
住基台帳に
記録

選挙人名簿への登録

職権登録

《海外:申請に基づく登録》

登録申請
(在外公館窓口, 出張サービス)

在外選挙人証受渡簿へ記載
(在外公館)

3か月後

住所の確認(固定電話, 郵便)
(在外公館)

外務省経由で市町村に送付

在外選挙人名簿への登録

任意申請登録

本人確認

住所要件

市区町村選挙管理委員会

在留邦人数と登録者数の推移

